

平成 19 年 5 月 29 日

各 位

ディービーエックス株式会社
代表取締役社長 若林 誠
(JASDAQ・コード番号：3079)
問い合わせ先 IR・広報室長 田島恵美子
(TEL 03 - 5985 - 6827)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は平成 19 年 5 月 29 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 19 年 6 月 27 日開催予定の当社第 21 期定時株主総会において、下記のとおり付議することを決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

(1) 公告方法の変更

公告の方法について、周知性の向上および経営の合理化を図るため、所要の変更をおこなうものであります。また、同制度の導入に伴い、不測の事態が発生した場合に備え、予備的な公告方法も定めるものであります。

(2) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供

「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号)および「会社計算規則」(平成 18 年法務省令第 13 号)が施行されたことに伴い、定款の定めを設ければ、株主総会参考書類、事業報告、計算書類、連結計算書類を一定期間インターネットで開示することにより当該書類の一部または全部の情報を株主に提供したものとみなされますので、安価で情報を十分に掲載できる方法として、第 15 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。

(3) 監査役の責任免除

社外監査役がその期待される役割を十分発揮できるように、社外監査役との間に責任限定契約を締結できるようにするものであります。

(4) その他、「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)が施行されたことに伴い、定款に一定の定めがあるものとみなされる規定の新設・変更のほか、定款全般について、会社法に対応した用語ならびに引用条文の変更などの所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容につきましては、別紙をご参照ください。

3. 日程

定時株主総会の開催予定日	平成 19 年 6 月 27 日
定款変更の効力発生日	平成 19 年 6 月 27 日

以上

現行定款の一部を下記の変更案のとおり変更しようとするものであり、変更の内容および変更の理由は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案	変更の理由
(公告方法) 第4条 当会社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載する方法</u>により行う。	(公告方法) 第4条 当会社の公告は、<u>電子公告</u>により行う。 2 <u>やむを得ない事由により、電子公告</u> <u>によることができない場合には、日</u> <u>本経済新聞に掲載する方法により</u> <u>行う。</u>	公告の方法について、周知性の向上および経営の合理化をはかるため、所要の変更を行うものであります。また、同制度の導入に伴い、不測の事態が発生した場合に備え、予備的な公告方法も定めるものであります。
(株主名簿管理人) 第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。 2 . 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 3 . 当会社の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。	(株主名簿管理人) 第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。 2 . 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 3 . 当会社の株主名簿(<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。	当社株式が株式上場と同時に、株式会社証券保管振替機構の株券保管振替制度によって取扱われることになったため、変更を行うものであります。
(基準日) 第12条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。	(基準日) 第12条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主(<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる	当社株式が株式上場と同時に、株式会社証券保管振替機構の株券保管振替制度によって取扱

2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。 (新設) 第 15 条～第 35 条 (条文省略) (監査役の責任免除) 第 36 条 当社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であったものを含む。)の会社法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。	株主とする。 2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第 15 条 当社は、株主総会の招集に関し、<u>株主総会参考書類に記載または表示すべき事項に係わる情報を、法務省例に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u> 第 16 条～第 36 条 (現行通り) (監査役の責任免除) 第 37 条 当社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であったものを含む。)の会社法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 2. <u>当社は社外監査役との間で、会社法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限</u>	われることになったため、変更を行うものであります。 株主総会参考書類、事業報告、計算書類、連結計算書類を一定期間インターネットで開示することにより当該書類の一部または全部の情報を株主に提供したものとみなされますので、情報を十分に掲載できる方法として、新設するものであります。 社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、社外監査役との間に責任限定契約を締結することができる旨の規定を新設
--	--	--

第 37 条～第 40 条 (条文省略)	<u>度額は、金 300 万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u> 第 38 条～第 41 条 (現行通り)	するものであります。
-----------------------------------	---	-------------------